

倫理規定

特定非営利活動法人 日本パラクレー射撃連盟

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本パラクレー射撃連盟（以下「当連盟」という）が定款に定める目的を達成するため実施する事業における関係者の倫理に関する事項を定めることにより、当連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの信頼を失うような行為の防止を図り、もって当連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用対象範囲)

第2条 この規程の適用対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 当連盟の理事
- (2) 当連盟の社員
- (3) 当連盟の職員・スタッフ
- (4) 当連盟の委員・部員（選手含む）
- (5) 当連盟が業務委託をした者（業務委託者等）

(基本的責務)

第3条 当連盟の社員、理事、役職員、委員、部員（選手含む）および関係者等は、定款第3条に定める「目的」を達成するため、また「事業」を遂行するため、当連盟の関係規程に基づき、公正かつ誠実に行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 当連盟の社員、理事、役職員、委員、部員（選手含む）および関係者等は、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自らの社会的立場を認識し、当連盟の名誉・信用を著しく毀損する行為をしてはならない。
- (2) 関係法令や規程を遵守するとともに、常に社会規範に沿った責任ある行動をとらなければならない。
- (3) 暴力、ハラスメントや国籍、人種、性別、性的志向などに基づいた差別などを行ってはならない。
- (4) ドーピングや薬物乱用などの行為を行ってはならない。
- (5) 個人情報管理に関する諸法令を遵守しなければならない。
- (6) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用し

て自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

- (7) 補助金、助成金等の経理処理に関し、特定非営利活動法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- (8) 職務の執行に際し当連盟と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (9) 事業活動に関する透明性を図るため、活動状況や運営内容を団体のウェブサイト等で開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。
- (10) 社会秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持つてはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するために当連盟に倫理委員会を設置する。
倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は2026年1月 5日から施行する。